

2024 九州さくらカップ選手権大会

帆走指示書(SI)

[NP] その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。

[SP] レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用する事ができる規則を意味する。これは RRS63.1 及び付則 A5 を変更している。当該委員会はその規則の違反を抗議する事もでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

1 規則

- 1.1 本大会は、セーリング競技規則 2021-2024(以下 RRS)に定義された規則を適用する。
- 1.2 RRS 付則 P が適用される。
- 1.3 RRS 付則 T が適用される。
- 1.4 [NP] [DP] RRS 40.2 を用いず RRS40.1 を次のとおり変更し適用する。
「各競技者は、水上にいる間は、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、常時、個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。」
- 1.5 規則 61.1(a)に「抗議しようとする艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュラインに位置するレース委員会艇に被抗議艇を伝えなければならない。」を追加する。

2 帆走指示書の変更

- 2.1 帆走指示書(以下指示)の変更は、それが発効する当日の予告信号の 60 分前までに大会 LINE オープンチャットで通知されると共に公式掲示板に掲示される。日程の変更については発効する前日の 18:00 までに通知される。

3 競技者とのコミュニケーション

- 3.1 公式掲示板は、大会 LINE オープンチャット及び艇庫外階段フェンスに設置した掲示板とする。
- 3.2 レースオフィスは平川ヨットハウス 2 階に設けられる。

4 行動規範[NP] [DP]

- 4.1 競技者および支援者は、主催団体、レース委員会ならびにプロテスト委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

5 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発する信号は、平川ヨットハウス艇庫前の信号柱に掲揚される。
- 5.2 [DP] [NP] 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「艇はこの信号が発せられるまでハーバーから離れてはいけない。」ことを意味する。また、予告信号は D 旗掲揚後 30 分より前には発せられない。
- 5.3 予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

6 レース日程

- 6.1 3/30 8:30～ 艇搬入
9:00～10:00 受付
10:30 選手ブリーフィング
11:55 第1レース予告信号時刻
～以降引き続きレースを行う
- 3/31 7:50 選手ブリーフィング
8:55 その日の最初の予告信号時刻
～以降引き続きレースを行う
15:30 閉会式・表彰式

6.2 レース数は各クラス、6レースを予定する。1日に行われるレースは最大4レースとする。

6.3 RRS レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までにレース委員会信号艇(以下シグナルボートという)に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

6.4 レースの予定された最終日には、13:00より後に予告信号は発しない。

7 クラス旗及びクラスの識別

7.1 クラス旗は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------|
| OP級 Aクラス | 白地に黒字のOP旗 |
| OP級 Bクラス | 白地に赤字のOP旗 |
| ILCA6・4級 | 緑地に赤字のILCA6旗 |

7.2 OP 級 B クラスは、識別のためセールトップに識別リボンを取り付ける。リボンは受付時に配布される。

8 レース・エリア

8.1 添付図1にレース・エリアの位置を示す。

9 コース

9.1 添付図2に、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちらに側に見て通過するかを含むコースを示す。

9.2 予告信号以前に、シグナルボートに最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

10 マーク

10.1 マーク1、2、3は黄色円錐形ブイとする。

10.2 指示12に規定される新しいマークは、ピンク色円柱形ブイである。

10.3 スタート・マークは、スターボードの端にあるシグナルボートと、ポートの端にある黄色円柱形ブイとする。

10.4 フィニッシュ・マークは、レース委員会艇と、オレンジ色円柱形ブイとする。

ILCA6・4クラスはマーク1をフィニッシュ・マークとする。

11 スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールとスタート・マークとの間とする。
- 11.2 [DP] [NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、添付図 3 に示すスタート・エリアを回避しなければならない。
- 11.3 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、「DNS」と記録される。これは RRS 付則 A 5.1 と A 5.2 を変更している。
- 11.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される RRS30.4 に抵触した艇のセール番号は、次のレースの予告信号前にシグナルボードのスターン掲示板に掲示される。

12 コースの次のレグの変更

- 12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13 フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、フィニッシュ・マークのコース側の間とする。

14 ペナルティー方式

- 14.1 [SP]の記された規則に対する標準ペナルティーのリストは、1日目の 10:00 までに掲示される。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは、RRS 規則 A10 を変更している。
- 14.2 RRS 規則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは RRS32.1 を変更している。RRS A10 を変更している

15 タイムリミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲットタイム

- 15.1 マーク 1 のタイムリミット、レースタイムリミットおよびフィニッシュ・ウィンドウ、ターゲットタイムを下表に示す。

マーク1の タイムリミット	レース タイムリミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲットタイム
20 分	60 分	15 分	35~45 分

- 15.2 マーク1のタイムリミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。これは RRS32.1 を変更している。
- 15.3 フィニッシュ・ウィンドウは、RRS30.3 または 30.4 に抵触しない最初の艇がスタートし、コースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュ出来ず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは、RRS35、A5.1、A5.2 を変更している。
- 15.4 ターゲットタイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

16 審問要求

- 16.1 艇が海上において抗議する場合には、フィニッシュ後すみやかにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に抗議の意思と被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。ただし、明らかに抗議の意思を伝えることができない状態であった艇、または、レース・エリア以外で目撃した違反に対し抗議する艇は、この限りではない。これは、RRS61.1(a)に追加している。
- 16.2 審問要求書はレースオフィスにあるプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 16.3 抗議締切時間はその日の最終レースで最終艇がフィニッシュした時刻、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない。」と信号を発した時刻のどちらか遅い方の 60 分後とし、その時刻を掲示する。
- 16.4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために抗議締切時間から 30 分以内に掲示する。ヨットハウス2階研修室にあるプロテストルームにて、掲示した時刻に始められる。当事者はプロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 16.5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16.6 RRS 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。
- 16.7 指示及びレース公示 (NoR) の規則で [SP] または [DP] の記された規則、クラス規則、RRS 付則 G の規則及び RRS77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。
- 16.8 大会最終日における、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
- (b) 再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後 20 分以内。これは、RRS66.2(a)(2)を変更している。
- 16.9 レースが予定される最終日においては、プロテスト委員会の判決に基づく救済の要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS 62. 2(a)を変更している。

17 得点

- 17.1 本大会は、1 レースの完了をもって成立する。
- 17.2 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とし、5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 17.3 掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面で求めることができる。

18 安全規定

- 18.1 レースに参加しようとする競技者は、出艇前及び帰着後速やかに、大会本部に用意される申告用紙に出艇または帰着のサインをしなければならない。

- 18.2 [NP] [SP] 出艇しようとする艇は、その日の予告信号予定時刻の 30 分前までに申告用紙に署名をしなければならない。また、レースに参加(出艇)しない艇は、その日の予告信号予定時刻の 30 分前までに「リタイア報告書」をレース委員会に提出しなければならない。リタイア報告書はレースオフィスで入手できる。
- 18.3 [NP] [SP] 帰着した艇は、帰着後速やか(できるだけ早い機会)に、また、その日の当該種目の最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内に申告用紙に署名をしなければならない。
- 18.4 [NP] [SP] レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、再度出艇申告を行わなければならない。
- 18.5 [NP] [SP] レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝え、帰着後は帰着申告を行なったうえ、レースオフィスにある「リタイア報告書」を提出しなければならない。
- 18.6 救助を必要とする競技者は、笛を吹き、パドル又は片手を振って知らせなければならない。レース委員会は、救助を要すると判断した場合、競技者の意思に関わらず救助することがある。これは救済要求の根拠にはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。
- 19 [NP] [DP] **装備の交換(OP 級 A クラスのみ)**
- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。
- 20 [NP] [DP] **装備と計測のチェック**
- 20.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および指示に適合しているか、いつでも検査されることがある。
- 21 **運営船**
- 21.1 運営船は、以下のように識別される。
レース委員会艇 白地に赤文字RC
プロテスト委員会艇 赤地に白文字PROTEST
- 22 [NP] [DP] **支援チーム**
- 22.1 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、または、レース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。ただし、OP級Bクラスの支援艇についてはこの限りではない。
- 22.2 シグナルボートに音響信号 1 声とともに「V旗」が掲揚された場合、全ての支援艇は救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。この場合、指示 22.1 は適用されない。これは RRS レース信号V旗及び RRS37 を変更している。
- 22.3 支援艇はレース中の艇に引き波による影響を与えてはならない。
- 22.4 支援艇はレスキュー活動を考慮した人数で乗船することが望ましい。

23 ごみの処分

23.1 ごみは支援艇およびレース委員会艇に渡してもよい。

24 リスク・ステートメント

24.1 RRS3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。

大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリングスポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクである。

24.2 この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。(RRS3『レースをすることの決定』参照)

主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

25 [DP] 保険

25.1 各選手は、対人対物賠償額がそれぞれ1億円以上の有効な公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険または同等の第三者賠償責任保険に加入しなければならない。

添付図1:「レース・エリア」



添付図2:「コース図」

OP級 Aクラス

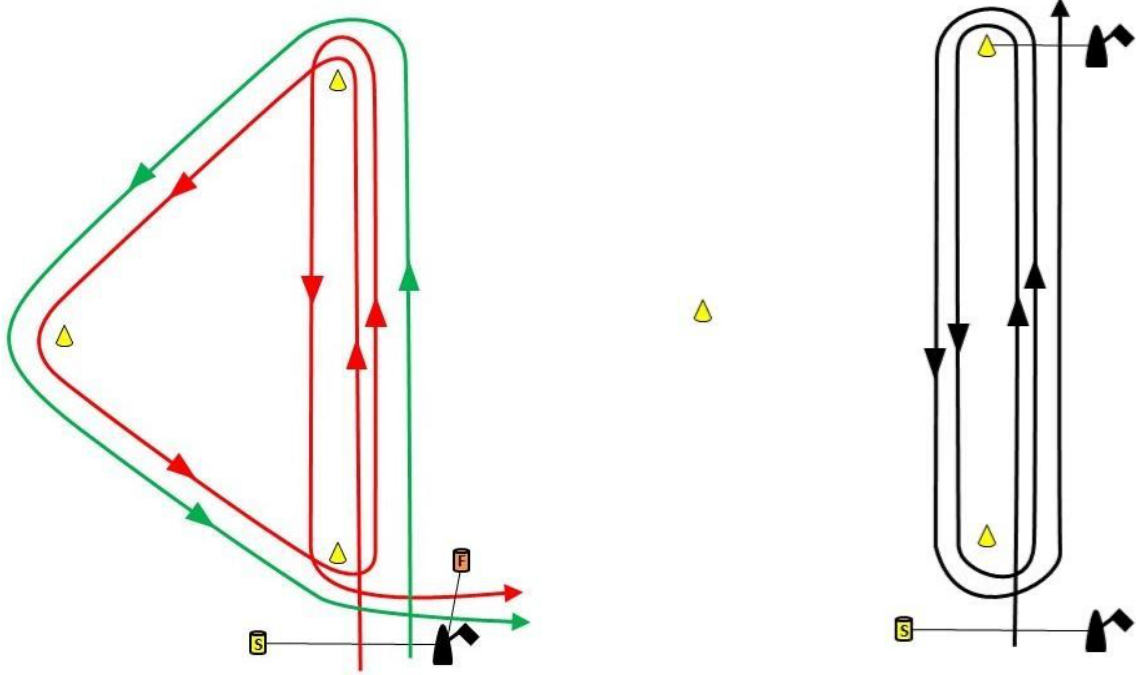
S→①→②→③→①→③→F

OP級 Bクラス

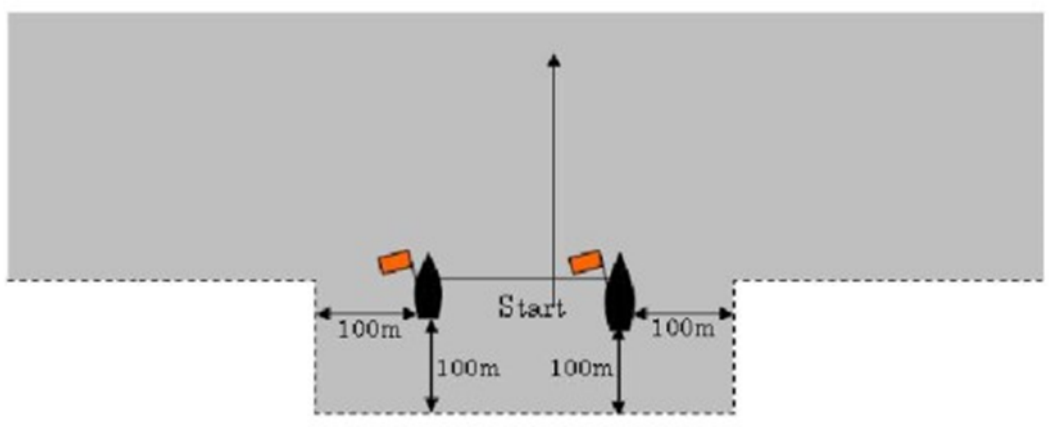
S→①→②→③→F

ILCA6・4クラス

S→①→③→①→③→F



添付図3:「スタート・エリア」



潮汐表(鹿児島)

日付	曜日	潮汐	満 潮				干 潮			
			時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
3/30	土	中	09:21	239	22:13	220	3:36	88	15:55	29
3/31	日	小	09:50	226	22:59	201	4:07	107	16:32	40